

## 第6回 中標津町景観計画 策定委員会 議事録

◇開催日時：平成28年12月2日（金） 14時30分～

◇開催場所：中標津町役場 1階101号会議室

◇参集者：委員18名中 17名出席

### 1. 開会 中標津町建設水道部都市住宅課 望月 正人

只今より第6回中標津町景観計画策定委員会を開催いたします。本日は何かとお忙しい中、策定委員会にご出席いただきましてありがとうございます。資料の確認でございます。委員の皆様方には事前に送付させていただきました、景観計画の素案の資料、それと本日配布した資料となっております。資料のほうが大丈夫でしょうか。それでは開催に当たりまして、坂井委員長のほうからご挨拶いただきしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 2. 挨拶

(委員長)

皆さん、こんにちは。9月にはフォーラムもあって、そのあとパブリックコメントがあったということで、貴重なご意見をいただいたお話がこの後にあると思うのですが、そうしましてあとは2月くらいに1回、最後の委員会を行うという前提で進めてまいりたいということでございます。いろんなご意見をいただきましたけども、いよいよこの景観計画が世に出ていきます。世に出ていくというのはですね、昨今インターネットの世界ですので、日本中どこでも日本語が読める方であれば、こちらの景観計画を見まして、ああ中標津ではこんなことをしているんだな、みたいなことがあると思いますので、もちろんみなさんの景観計画、みなさんの町のことで、こういったいろんな面から、この計画を担えるということもありますので、最後の最後までいろんなご意見をいただいて、いいものを作りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは早速議事に入りしたいと思います。議事の進行につきましては坂井委員長のほうでよろしくお願いいたします。

(委員長)

はいわかりました。そうしましたら今日の議事次第に沿って、議事(1)検討資料についてということですが、まずは前回第5回の振り返りということで事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

### 3. 議事

(1) 検討資料について

#### ①前回（第5回）の振り返り

【質疑なし】

#### ②町民意見募集（パブリックコメント）の結果と対応案

(2) 意見交換

・景観計画全体について

①前回（第5回）の振り返り

事務局：榎KITABA 安達より資料に基づいて説明

（委員長）

はい、ありがとうございます。前回第5回に出た意見で修正したものと、今後参考になる意見ということで、分けていただいて、それぞれに前回の資料の中に赤字で修正していただいたということでございます。観光の話などはこれからも詰めていかななくてはいけない話なので、今後の参考ということですが、その前の景観農業振興地域整備計画については1ページに当たって付け加えていただいたりとか、太陽電池のところも少し考慮するとか、ということで、色々修正されております。それを見て委員さんのほうからご意見をいただきたいのですが、どうでしょうか。

（委員）

ひとつだけいいですか。これと直接関係するかわからないのですが、中標津町でせっかく町木として白樺、町花としてエゾリンドウとあるのですが、その辺、どの写真を見ても、文章でも、載っていないということで、それをどこかに、増やすわけではなく、こういうこともやっていますよというのを、広く知ってもらいたいです。

あと、77ページにある白樺並木っていう、これはどこを指してという形ではないのかなあと思うのですが、やっぱり伝成館から高校にある白樺並木は非常に景観もいいし守ってほしいという話が若干でたんですけども、それも含めて、できれば最後にあるこういう景観を保全しなければならないことなのですが、その辺はお任せしますが、その辺はわかりやすいと思いますのでよろしくお願いします。

（委員長）

はい。ありがとうございました。白樺とかエゾリンドウのような象徴的なものをなにかで入れてほしいと、白樺並木というの、もう少し書き入れるか、ということですが、なにか事務局からはありますか。

（事務局）

今の意見を受けてですけども、白樺並木については、文章の中で若干触れてはいるのですが、足りない部分もあるのかなという風に思います。写真も加えた形に修正したいなと思っております。

（委員長）

ありがとうございます。今日も飛行機から見ていると、雪が消えてしまったということもあるのですが、白樺の白い幹がですね、すごく綺麗に映っていて、ある意味、一時的な景観かもしれませんが、非常に抽象的だなあと思いました。ほかになにかありますか。

（委員）

はい。すごく簡単な話ですけども、今の意見と対応についての（2）の48ページに、体名として教育委員会さんも付け加えてもらえたらなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。そうですね、48ページのA3の大きな紙の下のところに、名前を入れましょうということですね。ほかにもなにか、ここになんかあればというのがあればよろしくをお願いします。

(委員)

名称の件なのですけども、北海道建築士会中標津支部となっていますけども、一般社団法人というのが入ります。正式名称となりますとそういう風になりますので、訂正をお願いします。

(委員)

今の、正式名の話なのですけども、各街づくり協議会や各種NPO等活動団体などとしているのですけど、これってこういう書き方で、各ではなくてもっと具台的に書かないのですか。

(委員)

ここは、景観法が定める各種産業の従事者による団体、各種公益事業者の団体名なので、逆にNPOを書かなくてもいいぐらいですね。別の場所に書き加えるほうがいいかもしれません。

(委員長)

今のご意見をいただきたいとこですけど、わたくしが思ったのは、これは今決めますけども、これが10年は少なくとも効く計画ですので、その間に団体ができてくるのを想定しているのに、自分のがないみたいな事態も発生するので、逆にこのような各種NPO等活動団体という風にしておいたほうが、みなさん新しい団体の方にもいいのではないかと思います。そのあたりなにかご意見があればよろしくをお願いします。

(委員)

ひとつ聞きたいのですが、ゆめの森公園がありますが、道立公園のその管理などを行っている組合だとかはなんというのですか。

(事務局)

都市施設管理センターです。前回でも話が出ていましたね。付け足させていただきます。

(委員)

あまり知られてないのですが、計根別の正美公園からの親水公園、あそこも一応道立公園なので、その辺もなにかあれば、マップみたいのを作っていただければ。正美公園を計根別の町から行ったら橋を渡っていきますよね、その橋の下から下水の終末処理場ありますよね、あの間に落差を作って川を管理しているのですが、そこは道立公園なんです。一応。だから結構町民に知られてないみたいで、公的なものなので、もっと知ってもらったほうがいいかなと思います。

(委員長)

公共施設の、たとえば公園とかを中心にとということですよ。

(委員)

先ほど団体のところに教育委員会といわれたのですけど、教育委員会は行政機関なので、

ここに中標津町が入ったと同じことになってしまいます。開発や土木現業所（現：建設管理部）も入れることになるので、教育委員会は入れないほうがいいと思います。

（委員）

そうであれば、別のところで、本来子供の関わりについて行政が入るところ、行政が無印になっているところがあります。そこで統一しないと単なる団体だとかが、子供の関わりが必要だということでもいいのか、学校教育側も関わるべきではないのかと思うので、見直していただきたいです。

（委員長）

具体的にはどこになりますか。

（委員）

86ページの、子ども達や若い世代などを対象とした景観学習の推進というところで、活動団体と事業者は入っているんですが、もし教育委員会というのを入れないのであれば、行政としてしっかりここも色塗りしないとまずい片手落ちではないか。学校側も入らないと100年の景観づくり100年の計画のために整地をしていかないと、代々つながっていくとか、そういった意識醸成を子どもにしていけないと、関わっていかないといけないので、もし48ページに教育委員会と入れないのであれば86ページの行政という部分をしっかり色塗りしなければならないと思います。

（委員長）

それでは今のご意見、86ページの3)の子供のということの行政に色をつけるということとよろしいでしょうか

（委員）

当然景観学習自体はわたくしどもの業務としてありますので、行政は入ります。

（委員長）

では、そのように修正するというので、それと同時に先ほどご指摘のあった48ページのところには教育委員会は入れないということで、よろしいですか。

（委員）

あと48ページと83ページの各種団体を示す凡例を統一して書いたほうがいいと思います。どっちかにするか、横に書くのであれば同じ並びで書くようにして、あっちに入ったこっちに入ったとならないように。

（委員長）

83ページの左下にあるものですね。それと43ページにある一番下のものが、書いていたり書いてなかったりするものがあるので、そのあたりをそろえるか少し整理するということですね。これはなにか意図してあったことですか。

（事務局）

たぶん入っていると思うのですが、わかりづらいので同じ順番にするなど調整させていただきます。

（委員長）

書いてある内容はほとんど一緒なんです。

(委員)

83ページの左下に地域住民とありますよね、どういう意味なんですか。これは必要なんですか。

(事務局)

町民のみなさんという見方で入れていますが、わかりづらいですか。

(委員長)

これは今見ていただいている83ページ左下の「右図、左端最下段の図のうち各種団体を示す凡例は以下の通りです。」ということで、絵の中に、住と書いてあるものがなにを指すのかというと、中標津町内会連合会、中標津町老人クラブ連合会、地域住民という説明の文章になっております。絵の中の左下に住とか、活とか、商とかありますよね。その説明としてここに具体的に名前が挙がっているということになります。ということで地域住民というのは、町民の方々ということになります。

(委員)

わかりました。

(委員)

気が遠くなるような話ですが、この住というのは、町民を示すとしたら、自治基本条例があって、中標津町には町民の定義がありますよね、たとえば私みたいに町外から来ても町民活動として認めていただけるということで、なので、地域住民というのと住というのはこのまま投げしておくのはよろしくないと思いますので、お持ち帰りいただいて、考えたほうが良いと思います。

(委員長)

そうですね。ほかの横並びの条例と、齟齬がないようにということで、宿題ということにさせていただきたいと思います。ここあたり、ちょっと色々みていくと出てきそうなので、ぜひこの機にですね、みなさんじっくりといろんなところ見ていただきたいと思います。

(副委員長)

町民というのは、中標津町に現住所がある人のことを言うと思います。

(委員)

自治基本条例では、中標津町とは別の町に住んでいても、中標津町で働いていれば町民という扱いになります。

(副委員長)

ですが、読んだ人にはわかりません。地域住民というのはそういう意味と理解しましたが、余所から働きにくる人を町民というのはおかしいと思いましたが、いまさらですね。買い物などでいつも来ている人がルールを守ってくれないと困るので、だから地域住民というのはそういう礼儀をしている人のことを言っているんじゃないかなと思いました。

(委員)

発言してもよろしいでしょうか。春先にいろいろな企業が集まってゴミ拾いなどを行いましたが、あれが中標津に住んでいる人だけなのか、それともほかの町に住んでいるけど中標津で働いているから企業で出てきたという、そういうのがあれば地域住民というよりは町民

としたほうが良いと思います。住民は住民で定義があります。中標津町に籍があれば住民、働きに来ている人やみんなひっくるめて町民としています。

(委員)

中標津町独特というか、独自の考え方がありまして、それをウリにしている部分もありますね。そのことをキチンと明記しておけばいいのかなと思います。

(委員長)

本間さんをご指摘していただいたように、景観活動されている方に、ここでいうところの町民に入っているのであれば、町民にしておいたほうが、活動を推進させるために描いた図ですので、そもそもが住んでいる人だけではなく、わかっている人はみなさん景観まちづくりに係るんですよという意味ではいいと思います。

(副委員長)

ですので、それを最初のほうに明記しておけば、誤解がないと思います。

(委員長)

細かい話のように思えますけども、非常に大事な話だと思いますので、よろしく願います。ほかに気になるところはありますか。

(委員)

難しい話になるかと思うのですが、景観協議会もしくは景観審議会に、景観を損ねている廃屋だとか廃工場だとか、そういったものをチェックする文言というは必要ないですか。

(委員長)

廃屋というのは空き家とイコールでよろしいでしょうか。空き家、空き地については、この後パブコメでもご意見があったみたいですので、そこで町のほうでどのように考えるかということが、説明がありますので、そこでまた議論させていただきます。ご指摘の通り、パブコメでもありましたし、今もありましたように、空き家は非常に景観に影響を与えますので、なにか文言が必要ではないのかということですが、この後に議論させていただきます。あとはほかにありますか。よろしいでしょうか。

次の議論ということで、パブリックコメントの結果と対応案をお願いします。

## ②町民意見募集（パブリックコメント）の結果と対応案

佐瀬係長より資料に基づいて説明

(委員長)

はい、ありがとうございます。パブコメについては、今ご紹介がありましたご意見がありまして、役場としての返答と、考え方を説明していただきました。読み込んで意見をいただきましたと思いますけども、なにか意見がありますか。

(委員)

はい。ここにいる委員の皆様を知っておいていただきたいことがありまして、実は教育委員会では、鉄道の関係で、データでいつでも見られる副読本があるのですが、この中の交通の歴史というのを、小学生に学ばせていただいております、植民軌道から、昭和2年

に鉄道が開通したという記事が載っております。

あとは中標津小学校の総合学習の時間に、旧鉄道の跡や植民軌道の跡、佐々木さんという方が営林署の苗畑の土地を購入したんですけど、その真ん中の沢を植民軌道が走っていたんですけども、そこに子供たち全員で行って、元々あったんだよという学習会を開くなどやっております、教育委員会ではそういうことを、機会があるごとに鉄道の学習をしております、ここにいるみなさんにはやっているということを知っていただきたいなと思っております、いつでもホームページから副読本というのを開いてめくっていただけるようになっていきますので、もし見ていただければなと思っております。

あと、丸山公園にあるC11の静態保存のSLですけども、あれは実は、今動いている動態保存しているやつての部品の調達をされていまして、どんどんもっていかれております。代わりにつけているのは、はっきりいって走るのに耐えられないものに変わっていますので、鉄ではあるのですが、いつでも動けるよねとはいかないようになっておりますので、委員さんには知っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です

(委員長)

ありがとうございます。景観教育をされているということで、この写真の丸山公園については色々と修正することがありそうで、たとえば26ページの上の図に、植民軌道を入れる、ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。26ページの上の図がちょっと寂しく、これに入れたほうがいいのかないかなという判断をしました。

(委員長)

それともう1つは、86ページの上の3)の景観学習の推進のところに、すでに書いてありますよということですね。

(事務局)

すでに推進方策の例に、学習ということで書いていますので、先ほど南部長が言いました副読本のことも書こうと思ったのですが、それがすべて授業で取り上げられているか私どもではわからなかったものですから、記載すべきかどうか迷いましたので、回答のほうには入れませんでした。

(委員)

植林地軌道は計根別にもあることはあるので、もしよろしければ中標津だけでなく、ぜひ計根別のところにも記載お願いします。

(事務局)

26ページの地図は全域あるので、これに落とし込めるかなと思っております。

(委員長)

そうですね。まずは26ページの地図に入れるということと、86ページの景観学習の推進のところに具体的なこと、副読本などを入れるということでもよろしいでしょうか。

次の歴史資産として、またパブリックコメントをいただいておりますけど、基本的には92ページの4)の通り推進するということですね。

景観重要樹木については次のページのご指摘で、具体的に記念樹の名前なんかを挙げていただいておりますけども、こういった記念樹のことを書き込むのかどうかというのはどのように考えていますか。

(事務局)

こういうのは地域の思いれもあると思いますので、今後進めていく中で、地域にヒヤリングをして、これが重要な木だということで、今後歴史のあるような木もあるでしょうから、地元の聞き取り等をして進めていったほうが良いと思っていますが、個人的な意見なので入れていません。

(委員長)

これは92ページのところを書いてありますということで、回答するということですね。92ページの上のほうの4)のところ、それぞれに検討してくださいと書いてありますので、こちらで検討していただければという風に回答しようということですね。

(事務局)

はい。

(委員長)

このパブコメについては、このように回答しようということなのですが、なにか意見などありますか。

(副委員長)

よろしいでしょうか。パブコメ回答2ページのC11のことについてですが、ご存知の方が多いいと思われますが、運転席に乗り込むことができると思いがちなんですが、アスベストを使っているの、乗れないということ、知ってもらったほうがいいのかと思います。先ほどの部品の話もありますが、運転席に乗りたくくなりますよね。1回くらい。ですがそれはできない事情があるということ。

それと、次は下の方にあります、中標津10景の話なんです、以前から10ではなく8景ですが、5年以上言い続けているんですが、たとえば、こちらの課に問い合わせましたら、担当は経済振興課だよということで、どういう風にしたらいいのか、そしてその時には、観光協会さんが、場合によってはそういうことを企画されてもいいんじゃないかなと、将来的にですが。景観ですので、なんとか8景、なんとか10景いうのは出てくると思いますので、別に急ぎはしないのですがよろしくお願いします。

それと、もう一つ、3ページの下から4行目にザル法と書いてありますが、わたし景観審議会の会長なんです、ザルとは思っておりません。これはあまりにもひどいんじゃないかと、言葉は悪いのですが、勉強不足、こちらの説明不足なのか、こんなにうるさい町はないんじゃないかと思うほど、その例に開発行為がどうのこうのと書いてありますが、一言で砂利採取のことだと思いますが、砂利採取の跡もきれいに草地にされています。逐次完了報告までしていただいています。ただ景観審議会の委員さんをご存じだと思うのですが、見ていたら大体わかると思うのですが、砂利を取っても跡がグリーンになっているという、そんな意味では結構うるさくやっていますので、ザル法というのはちょっと失礼じゃないかなと思われるので、ちょっと説明不足、PR不足なのかなという意味では反省しております。

ご理解いただければありがたいと思います。

(委員)

このパブリックコメントはお一方ということなんですけども、結構知っている話かな思っ  
て手をあげさせていただきました。鉄道跡地とか、植民軌道とか、そういったものを26ペ  
ージの上の図に書き込むというのはとてもいいことだと思います。わたしもこの歴史資産の  
地図が異様にスカスカだなと思っていて、前回も話しましたように、直接意見も頂きまして、  
そういえば鉄道もあるよね、ということでぜひ入れてくださればと思います。

それから、3ページ目の樹木のところなんですけども、ここにパブコメを出していただい  
た方が樹齢80～100年以上と書いてあるんですけども、あるいは地域で見守ってきた特  
別な木と書いてあるんですけども、これはだんだん歴史の一部になっていく、歴史予備軍の  
樹木だと思うんですね、学校林ですとか。やっぱりこうした公的なものはなるべく建造物  
だとか樹木だとかいう分け隔てなく、見れば建物も木もいわゆる景観ですから、入れていく  
方向で、もうこの場で検討したほうが、事務局で検討していただいても結構なんですけど、ぜ  
ひ、入れていったほうがいいんじゃないかとわたしは思います。それと合わせて、開拓の歴  
史ということを考えると、中標津町全域にたくさんの小さな神社があるんです。こういった  
ものもそこに檀家が入ってきたりなんなりした、コミュニティのできた痕跡だと思いますの  
で、そういったものをもう1回拾いなおしたほうがいいと思います。

一方で戻りますけど、2ページの下の段の植民軌道の開陽駅後だとか、房川牧場の牛舎で  
すとか、これは個人の物なので、ハリストス聖教会みたいに持ち主もどうぞ保存していいよ  
と言っているようなもの以外を掲載するのはまずいんじゃないかな、という風に考えており  
ます。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。景観重要樹木、景観重要建造物の話と関わっていると思  
うんですけども、このあたりの整理は事務局のほうで検討するということでしょうか。

(事務局)

そうですね。今いただきましたご意見を元に、まだパブコメの回答を正式なものとはして  
いませんので、今日の委員会の皆様のご意見をいただきまして、回答とさせていただくよう  
な形をとらせていただきます。

(委員)

もう1つよろしいでしょうか。ザル法のとこなんですけども、森田副委員長がおっしゃっ  
たとおり、このザル法という言葉はひどいなと思って、中標津町というのは景観法ができる  
前から、景観に取り組んでいて、条例を作った後、すぐに景観形成ガイドライン、形成基準  
を作っていて、それが根っこになって、1つになって今の景観計画になっていて、本当に伝  
わってないんだなあというような印象を受けまして、ちょっと行政のこれまでの取り組みを  
少し入れても、ページが増えますが、入れてもいいのかなと考えました。おそらく、平成6  
年の景観形成ガイドラインって用途地域を主として作られていったので、この13ページ(2)  
農村環境特性のどっかに、そのようなことを入れるのもどうでしょうか、と思います。

(委員長)

13 ページはどちらかという、農業という産業でどうやってここを作ってきたかということで、それに対して景観ということで平成9年からやってきたことを、どこか行間に入れてはかがかということですね。

(委員)

昔話になってしまうのですが、尾崎町長が開陽台という名前をつけたときから、やはり農業地域を眺望して、それをみんなで共有して、普及していこうということがあったと思うんですね。ですから、農業に関する効果なり、サポートなりという意識の流れとしてあります。

(委員)

景観条例の位置づけのところに同じようなことが書いているので、そこでいいと思います。それより、やっぱり景観をどうするかという計画であって、細部についてどういう規制をするなりなんなりというのは条例の関係になっていくと思うので、その部分をしっかり、条例の部分、それにあって、さっきの話もそうなんですけど、確実にやることはやる、こういうことは指摘していきますよというのを挙げていくのであって、あまり計画の中で細密化しちゃうとやりづらいところがあるのかなと思います。そのときは、条例の方をきちっとした条例になっているかどうかというほうが、どちらかという重要なのかなと思うんですけど、そこらへんゆるくしていたほうがいいのかと思います。

(委員長)

そうですね。今までやってきたことをもう少し入れるということで、入れ方としては、わたしも最初は4ページのところだという風に思いましたし、植田さんの説明を受けると、そうやって農業環境特性ができてきたという位置づけになっているので、13ページからのほうに付け加えるという話と、やり方として、おっしゃっていること一緒だと思うんですけど、やり方をどういう風にすればいいのかということですけども、この辺りは宿題ということにさせていただいてもよろしいでしょうか。ごもっともなご指摘だと思うんですね。今までの景観に力を入れてきたこちらのことを、どういう風に伝えたほうがいいのかということですので、入れ方としてはどちらかに入れるか、両方に入れるかということは宿題とさせていただきます。次回にまた最終的に検討していただければと思います。

(事務局)

いいですか。パブリックコメントをいただいておりますが、中身を見ますと大体が行政に対する要望というような書き方をされておりますので、景観計画のパブリックコメントという中身とはちょっと違うのかなと正直感じているところでございます。それに対する回答も、必要最小限ということでまとめさせていただいておりますし、大半としましては今後参考とするもの、もしくは意見として伺ったものということで受け止めたいと思っておりますので、これを見て、個別の対応について直接答えはしませんけども、景観計画の中に修正して盛り込んでいくという形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員長)

よろしいでしょうか。このような今ご指摘していただいたとおりの回答をしたいということですので、回答としては、手元にある両面の 3 枚のような形で、意見をいただいた方に示すということになります。よろしいでしょうか。

(事務局)

補足で説明させていただきます。先ほどの景観重要樹木の関係だったんですけども、92 ページの景観まちづくり推進方策の中で、景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する組織の設置という、これがなぜできたかということなんですけども、協働の部分を入れての景観まちづくりを目指すということが1つございますので、この中で十分に議論してから決めたいなというように考えておりますので、事務局の方で判断するのはできるだけ避けたいなと、当然町民を入れて、そういう組織の中で十分に議論して、進めていたいと思っております。ご理解をよろしく申し上げます。

(委員)

先ほど白樺並木にというのが出てきていますけども、それはどこの白樺並木のことを言っているんですか。77ページなんですけど、白樺並木道と言ったらふつう伝成館のこの白樺並木道のことが頭にあるんですけど、そこではなくて、ということですか。伝成館の白樺並木道というのをどこかにきちん入れてほしいなと思うことと、それも町木は絶対白樺なんですけども、ぜひ今回から入れてほしいなと思います。

委員長)

最初にあった意見と似ていると思うんですけど、77ページに伝成館の白樺並木と入れるということなんでしょけど、そういうことでよろしいでしょうか。

(委員)

町花もそうですよね。エゾリンドウという立派で昔ながらの町花とありますけど、それどこかに中標津の花として入れてほしいです。あまり見られませんが。

(委員長)

花のほうは、資料としての、こういう文章をどこかに入れ込むというのは難しいのですが、写真としてどこかに入れられればなと思います。

(委員)

写真の中にちょっとコメントを入れていただければいいと思います。

(委員長)

木のほうはですね、景観重要樹木として指定できるので、そこに伝成館と入れるのか、濁しておくかというのがあります。

(委員)

違う白樺並木なのか、いずれはなくなるかもしれないですし。

(委員長)

それは最初か2回目の委員会でも議論になって、ロマンチックな場所だという話をさせていただきましたけども、この間の街歩きでも触れていただいて、とてもいいところなんですけども、あの議論のときもそうでしたけども、まだどうなるかわからないという感じなので、

あえてみなさんそうだと思っているんですけど、伝成館という風には入れずに、白樺並木ということで、整理したという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。77ページには、明確には書きませんが、写真で伝成館の白樺並木を入れてもいいのかなと思います。リンドウの花は31ページの写真がポツポツとありますけど、寂しいところなのでここに埋めてもいいのかなと思っています。

(委員)

あの白樺並木は伝成館のものなんですか。

(副委員長)

違います。あれは農業試験場なので、伝成館の白樺並木と書いたら間違いになります。農場試験場の白樺並木です。

(事務局)

ここには説明文は入れず濁しておこうかなと思います。

(委員)

これは1回目のときも同じような話になったと思うのですが、みなさんがおっしゃっているように、伝成館の白樺並木っていう言い方は正確ではないと思うのですが、そもそもあそこは農場試験場であって、路上も白樺並木も伝成館もその横にある食糧庫も、旧試験場とワンセットで考えたほうがいいのかもしいかなと思います。そういう視点でもう一度見直しをお願いします。

(委員長)

その議論があって、48ページの左下の模式図の歴史資産を核としたエリアと、議論を参考にこれを書いたと思うんですけど、そういった白樺並木の議論からそのエリアを全部農試だと始まるといいよねということで話したと思います。先ほどお話がありましたけども、こういった重要樹木の議論をきっかけにですね、これから92ページのことを話さないといけないよねということで、気運が高まって組織ができてその中で話し合っ、どの木を指定しようとかという話を煮詰めていただきたいという、この計画の中で一応そのようになっております。あとはそういうことはどんどんやっていってくださいという線路を最初に引いたということですので、この後の議論でそういうことが出てくるとほんとうにいいなと、そういう意味で、課長のほうがご説明がありましたように92ページのような組織が設置されて、そこで議論していただきますということを書いておけば、ここにあるようなパブリックコメントとかには、お話のあった白樺並木の話とかも進んでいくという、末広の計画ということで、一旦は、計画の中ではこのあたりで議論をとどめておくと、やろうという方がいればいつでも後押ししますよ、というようなことで今は整理しているということです。

ここをやっぱもっと書いておいたほうがいいんじゃないかというご意見もあれば、言っただいてその方向で検討いたします。

(委員)

指定木ですけども、教育委員会で町の指定木というのをやっておりまして、大体ここにある木は指定されておりまして、武佐小中学校の校庭ですとか、開陽小とか、プレートがつい

ておりまして、それと整合性をとっていただければいいなと思います。

(委員)

ただ、それって制定はされているけど、制定するだけであってその後どうするかという、管理の部分だとかはないよね。

(委員)

それをこの方は言っていて、保護を行政がやってくれということを行っていると思うんですね。ですので、人のものを行政が管理するというのはなかなか難しいので、勝手にお前から指定して、と言われてしまうので、その所有者の方に了解の上で指定をしているのですが、その時には文化財とかと同じで、所有者の責任において管理してくださいという了解の上でやっております。

(委員)

すみません、伝成館付近の樹木って記念樹ですか。

(委員)

武佐小中学校や開陽小や計根別小学校やっておりますが、伝成館ではやっておりません。

(委員)

伝成館付近の樹木とはどのような木のことを言っているんですかね。

(委員)

これを言った人の話なのでわかりません。

(委員)

白樺並木ことなのか、中の木なのか、もみじなのか、わからないなあと思ひまして。

(委員長)

これは意見を寄せられた方の考えなので、ちょっとわからないので、役場としては、これにありますようにそういった組織を設置して、そういう議論をしていただくということになっています、という返答でお返ししたいということになっています。

これに関しては、パブリックコメントをこの形でも返してもよろしいでしょうか、という審議でしたのが、いろいろと重要なところをついていただいたので、これを切っ掛けに議論が進むので、反映できる場所は計画に反映しということですけども、よろしいでしょうか。

(事務局)

パブリックコメントの続きなんですけども、パブリックコメントとはまた別に、10月の中旬から11月の中旬にかけて、議会の各常任委員会のほうにご説明をしております。その中で、議員さんからご意見のあったものについて資料はないのですが、口頭でご説明いたします。

まずは産業常任委員会からは、色のことについて議員さんよりご質問がありました。その方の話ですと、中標津町には黒い建物が増えてきたということで、色について議論をするべきではないかという質問がありました。色につきましては主観的な部分がありますので、我々としましては、来年になりますが、北海道のまちなみ景観形成推進事業に手を挙げまして、事業費をいただきまして、勉強会でしたり、フォーラムやワークショップなどを開いて中標津の色というのはすぐには決められないとは思ひますので、皆様で勉強していければいいか

なあということで、今後進めていきたいと思っております。

続きましては、厚生常任委員会のほうから、空き家のことについてご質問がありました。景観の方として空き家として言及するべきではないのかというお話がありました。空き家につきましては、中標津町のほうでは、空き家の対策の特別な係というのをごいません。個々に対して対応するというので、例えば風が吹いてトタンが飛んだ場合は防災係、ゴミが散乱していて汚いという場合は生活課、それから景観上という話になれば我々街づくり推進係が対応するということになっております。ただ、空き家対策特措法というのをごいますので、そちらのほうで上位になるのかなというところでございますと、空き家につきましては、景観についてはまだ町の方針としてハッキリ決まっていけないというのがあるのですが、景観のほうから積極的に行くべき部分ではないのかなというところもあるのですが、新しい条例のほうにもですね、開陽台のほうに指定している部分があるのですが、空き家については、撤去等のお話することができるとなっておりますので、その程度にとどめておきまして、上位の特措法のほうで進めていきたいと思っております。景観の方から空き家についてという、空き家も当然手つけられていないところは汚いところもございませうし、かつ住んでいる方でも汚いところもあると思いますので、景観で一概にというのはなかなか難しいのかなというところでございます。

(委員長)

先ほど廃屋空き家の話がありましたけども、今のように議会でも対応しているというお話なんですけども、よろしいでしょうか。

(委員)

条例に追加、改正という部分も当然検討するということですよ。

(事務局)

景観条例のほうでございますと、特措法がありますので、そちらのほうに重点を置いていただきたいということなので、こちらとしては強力な指導ですとかまではいかないほうがいいのかなと思っております。

(委員)

それでしたら、景観整備機構だとかそういった部分で、あえて乗せるようなことはしないと。

(事務局)

その景観整備機構ができた中で行くと、その活動の中で空き家の話というのが進んで、指導ですとか、聴言だとかができると思います。

(委員)

そういう文言を盛り込んだ方がいいのではないのか、というのが景観に対するわたしの提案です。

(委員長)

そうですね。そうしますと、最後のまちづくりの活動の中に、そういったことについて町民にやる気がある人が出てくれば、ということになると思います。書くとなればそこになると思うんですけど、今お話がありましたように、景観法の中ではなかなか難しい、本当に景

観で問題は問題なんですけど、現状ではなかなか難しいので、空き家条例ですとか、特措法でやるということで、もしやるとすれば、まちづくりの活動の中でそういった気運を高めていただいて、少し進めていただくという方向が考えられるということですね。なので、最後の87ページ以降の、こちらの中に入れるということだと思います。

(事務局)

空き家の関係なんですけども、非常に難しい多岐にわたる問題なるんですけども、基本的には空き家対策特別措置法という法律がございまして、そちらの中に国の責務ですとか、町の責務ですとか、そういったものがございます。空き家すべてが問題になるということではなくて、放置されている、例えば放置されて適当な管理されていない空き家というのが特に問題になるわけです。基本的には個人の資産、財産ですから、個人が適正な管理をしていただければいいんですけど、そういうされないまま放置されている空き家が問題となっております。基本的には持ち主がきちんと管理するというのが大前提なんですけど、そうならない場合は法律に基づいて所有者に対して指導勧告、最終的には特定空き家という形で指定をして、行政が取り壊し、代執行というのですが、そういったことまでできるというような対応まで、法律の中で書かれています。ですので、基本的に町で条例を持ってという、条例が必要かどうかという議論もこれからなんですけど、室蘭市では条例をもっていたのですが、法律ができたことによってその条例を廃止したという例があります。その辺の議論は必要だとは思っていますが、今のところ、町のほうとしては、まずは所有者に対してお願いをするというような形をとっております、今後そういった議論は、景観の法でいうとそういう組織の中で、機構の中で議論するといった部分は今後出てくるのかなと思います。今、計根別地区では特にそうなんですけども、大変意識が高くて、町内会の方から所有者のほうにお願いをして取り壊しをしているような状況で、かなりきれいになっているところもございます。それと農業のほうでいくと、中山間事業で何件か取り壊しができるようになっていまして、実際に取り壊しをしてきれいになっていることもありますので、まずはそういったものを活用して、地域のほうで議論をしていただいて進めるのも1つの手ですし、景観のほうでいくとそういう地域の団体の中で、そういう議論をするとか、そういったものを、今後そういう議論を積み重ねてからなるのかなと思いますので、基本的には法律に基づいて進めていきたいというのが、景観のほうでいくと、考え方としてあります。

(委員)

わたしの希望は、こういった一部の負の意識というか、罪の意識を芽生えさせるがためにも、もう少し盛り込んでおいたほうがいいのではないのか、というのが元々の発想なんです。

(委員長)

今も空き地についてはこれに書いてあるんですよ。例えば90ページに空き地の利活用および修景と緑化、などと書いてありますので、この辺りを読み込んでいただいて、空き地や空き家について、まちづくりの中でみなさんが議論していただいて、という景観としてもし問題があれば進めていくと、いうことを計画の中には書き込んであります。法律というものがほかにもあるということのご説明も必要ですね。この計画としては多分このまま空き地という言葉がある、ということで留めるということで、いいのかなと思います。

そうしましたら、議会からの説明はよろしいでしょうか、パブコメと議会への意見を聞いて、議論させていただきました。一応これで議事については終わりということで、次は報告事項についてありますでしょうか。

(委員)

すみません、もっと前に申し上げればよかったかもしれないのですが、パッと見て、この報告書って字が多いと思うんですけど、それで、例えばもうちょっと図解とかイラストとか、そういうものが含まれていたらいいかもしれないなあと思っていて、例えば、96ページの「中標津型景観整備機構（仮）」に向けた景観まちづくり活動のステップアップというところなんですけど、この計画書で定義している景観活動団体なり、景観まちづくり団体なり、景観形成団体などもあったり、景観法の各種産業従事者による団体、各種公益事業者による団体というのもあったり、いろいろ団体があるので、こういうのをイラストかなんかで表現していただいたりしたほうがいいんじゃないかなと思いました。

それからまた、これはわたしの個人的なことの話ではあるんですけども、格子状防風林という言葉自体は有名なんですけど、格子状防風林があって、それが中標津の景観をどう作っているのかというのもよくわからないんですよ、北海道遺産の写真だといつも上からみた写真が出てくるんですけども、それだけじゃわからないので、もうちょっと防風林の独自の仕組みみたいなものの図解なんかがあったらいいんじゃないかなと思っております。

もう1ついいですか。今、絵を加えてくださいという話とはまったく違うんですけど、景観重要公共施設のところで、78ページなんですけど、ここで景観重要公共施設のところで号線道路とかを大事にしましょうというのは書き込んであるのですが、中標津の市街地の道路についてはなにも記載がないのですよね。中標津に限った話ではないのですけれども、例えば街路灯や防犯灯とかそういったものと、街路樹がお互いにバッティングしていて、せっかく電燈が光っているのに道が明るくないということが見受けられるんですよ。夜歩いていると。そういったこともなにか、おそらく役所の中での部署の違いによる整理が必要だと思うんですけど、こういったものも今後、トータルで見て検討していきましょうよみたいな振りができるように書けないでしょうか、というのがわたしの、計画書がほぼ出来て上がった後に気が付いたことです。

(委員長)

はいありがとうございます。1点目の、字が多いので、少し減らすというお話、2点目は格子状防風林について、見え方といいますか仕組みのようなことを、16ページにですかね、入れてほしいということと、78ページの重要公共施設のところで、街路樹と工作物との関係というお話だったのですけど、なにかございますでしょうか。

(事務局)

検討します。

(委員長)

1点目は確かにちょっと字が多いところもありますので、なにか工夫をしていただければと思います。2点目は16ページにいろいろと書き込んでいますけども、もう少しということですね。

(委員)

例えば、格子状防風林と耕地防風林が、なんで二通りあるのかとか、お互いにどう作用するのかというのを、文字で入れてもわからないと思うので、そういうこととか、あと格子状防風林、耕地防風林、残地林、といろいろとありますけども、それがいったい何なのかとかよくわからないところがあって、そういうのを模式的に地形がわかれば歴史を紐解くのにいいと思います。

(委員長)

景観の構造的にこういうことになっているから、格子状防風林は必要なんだよという言い方だけじゃなくて、見え方だけじゃなくて機能としても必要なんだよと強調する図面になるといいということですね。

(委員)

実は過去の景観ガイドラインを作ったのですが、その仕組みって一度も書かれていないんですよ。開陽台でやっているビデオでちょっとだけ語っているだけなので、そういうので、この機会にちゃんときちんと情報として一度整理するものなんじゃないかなと思いました。

(委員長)

はい、そのあたりはぜひ植田さんにもアドバイスをしていただきながら、確かに構造、機能をちゃんとわかっていれば、理屈として理解して、そういうことであればやっぱり残さなければいけないだとかという風になるので、そういう意味で大事だなと思います。これは図で示すのはなかなか難しいものだと思いますので、ぜひ植田さんのほうからアドバイスを頂きながらですね。78ページの工作物と並木道みたいのはちょこっと書いてあるんですよ。7行目に構造物や工作物や並木道など、もうちょっと入れるということですかね。とりあえず宿題ということで、なにか意見はありませんか。

(委員)

はい、今の78ページのことなんですけど、確か前回わたしから言ったような気もするんですけども、道道の、今回もそうなんですけども、市街地の景観の骨格を作っているのは道路であることは間違いないですし、町内にも例えば体育館前だとか文化会館前のシンボルロードということで景観を意識した道路もあるんですけども、なかなかそれをこの中で書き込むというのは難しい作業だなというように思いますので、先ほどの白樺の並木道の話にあったようにですね、なかなかこの段階で特定しないものにしたほうがよくて、そのあたりもう少し表現を豊かにするような書き方、市街地も開拓の歴史から始まっていますみたいな表現に留めておいたほうがいいとわたしは思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。この計画には皆様の思いがギッシリとあって、読み込んでいただけているようで。

(委員)

これだとわからないから、本当にリーフレットでいいから、10ページ以下でストップしたほうがよくて、見て、もし知りたかったら計画書のほうを見てください、みたいなものを作らなくちゃいけないかなと思いました。このままだとたぶん見る人がいないし、わたしも

見ません。その辺も、策定委員会ですから、これをどうやって公表していくかという、先ほどいった、これに関連して法令やなんかができる、そこをどうやってアピールして、本当にこの計画から実施の段階でうまく実施できるかな、という部分のほうに、ある程度、あと1回委員会あると思うんですけど、その辺も含めて、最終の委員会の中では、ある程度方向性を出していただければありがたいなと思います。

(副委員長)

道路の話でよく出てくるのですが、景観審議会は、20年くらいになるのですが、前半の部分で、市街地の道路について、なんとか通り、なんとか通り、と名前があってもいいんじゃないかというのがよく出たんですよ。なん条なん丁目と言われたってピンとこないじゃないですか。でもなんとか通りといえはすぐわかるじゃないですか。そういう意味だと思うのですが、この中でどうのこうのというわけではないのですが、世間話として聞いていただきたいのです。将来的には、そういう俗称があってもいい時代がくるんじゃないかなと思っております。さきほど言った伝成館付近も、白樺並木というから、あそこかなとみんな思いますが、なんとか白樺並木でもいいじゃないですか。東1条にしたって、一生懸命やられているので、なんか名前とか、ついているんですかね、なんとか通りとか、そういう話が出たことがあるんですよ。なん条なん丁目じゃ固くてわからないという、だから、例えば、たまたま守田さんのとこの、東中の、道路沿いなんかは、あっちのことだと、あそこの太陽光パネルだとか、そういう施設の名前で説明しなければならぬのも寂しいので、一つ、世間話で申し訳ないのですが、なんとか通りというのがあってもいいんじゃないかと、ミルクロードなどもあるので、そういうのを町の中でも、必要ならば地元の町内会が名乗り出たっていいんじゃないかなと思います。

(委員長)

そのあたりも景観まちづくりをやっていく団体で、景観のイメージを作りながら、道路のイメージを作りながら、このイメージならば、この名前だよ、みたいなことで議論ができますね。ありがとうございました。

この先ほどの、計画をどのように実施していくのが大事なのかというお話もありましたので、そのあたりのお話も、次の報告のほうでしていただければいいので、議論としては大体よろしいでしょうか。

(委員)

すみません。パブリックコメントの出し方について、この係だけではなく全体としてこれから検討していただきたいのですが、今回1件でしたし、100ページ以上あって途中で挫折したという方もいました。あと札幌の景観計画を見ましたら子供がパブコメを出していました。今週ちょうど小学校の参観日です、4年生の授業で故郷の川柳を作るというのがあったのですが、格子状防風林は残念ながら出ていっていませんでしたが、7条の緑地ですとか、しるべつとですとか、そういうところが自分の故郷と思うところと、あと珍しい言葉で「緑のダム」という言葉も出ていました。今までの授業でそういうのを勉強したらいいのですが、そういう子供たちが、先ほど谷川さんが言っていたようにダイジェスト版があって、こういう条例ができるんですよとか、すべてがパブコメになるとは思わないんですけど、大きな子

供たちも関われるそういうのがあればいいとか、なかなか全部読み切れない人がパパッと見られるとか、あとパブコメってすごくハードルの高いものだと今回思ったので、見ましたよいいですねとか、頑張ってくださいとか、そういう軽いコメントでももらえるようなそういうパブコメってどうなのかなと、それをパブコメとじゃないと言われたら仕方ないんですけど、そんな風にも思いました。どうぞ検討していただければと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。パブリックコメントとか、その出し方とかですね。次回でその出し方については、ダイジェスト版を作るとか、子ども用を作るとか、という風なことをいろいろとできると思います。ありがとうございます。そうしましたら、報告のほうをよろしくをお願いします。

#### 4. その他報告事項

- ・ 景観まちづくりワークショップ[計根別地区]の開催概要について

(平成 28 年 11 月 14 日 (月) 開催)

KITABA 安達より資料に基づいて説明

- ・ 今後のスケジュールについて

佐瀬係長より資料に基づいて説明

- ・ (仮称) 景観まちづくりフォーラムについて

NPO 景観ネットワーク植田より資料に基づいて説明

第 1 回景観フォーラム実行委員会の開催

平成 29 年 1 月 17 日 (火) 19 時 しるべつと第 2 研修室

(委員長)

ありがとうございます。スケジュールと 3 月のフォーラムについてご説明していただきました。いよいよ計画ができて、条例ができてという、行政が進める部分と、町民の方々が主体となって、まちづくりをやっていくという部分が、ちょうどクロスする部分ということだと思います。今日の議題と報告は以上になりますけども、皆様からなにかありませんか。

(委員)

心残りなので、今思い出したのでちょっとみなさんに知っていただきたいのですが、先ほど森田さんが言っていた町の通りの名前があったらいいなというお話がありましたけど、ちょっとついているのがあります。例えば、伝成館からまっすぐ役場に行く間の道の名前が決まっているのですが、町民の方で知っている方はいますか。昔から言われているのですが、星のストリート丸山プロムナードという名前があります。知らないですか。橋の上のほうを見ると、星の形がついたステンドグラスのようなのがついているので、そういう名前がついています。1 つだけ決まっているところがありましたね。開陽台から見る星の返しと丸山公園から名前をとってつけたんだと思います。大通りにあります。

(委員長)

ありがとうございます。そうしましたら議事が終わりましたので事務局のほうにお返しいたします。

## 5. 閉会

(事務局)

長時間お付き合いいただきましてありがとうございます。貴重なご意見、宿題を頂きましたので、今後事務局のほうで十分に検討させていただきます。次回の策定委員会ですけれども、年明けの2月9日を予定しております。また開催時期が近づきましたら改めてご案内いたしますので、日程調整のほうをよろしく願いいたします。それでは、長時間にわたる策定委員会の参加をありがとうございました。以上をもちまして、景観計画策定委員会を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。